

# 社会福祉法人 休道福祉会 評議員会運営規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人休道福祉会（以下「この法人」という。）の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## （構成）

第2条 評議員会は、評議員全員を持って構成する。

## （種類及び開催）

第3条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年度1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

## （招集権者）

第4条 評議員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の9第5項の規定により、評議員が南九州市の許可を得て評議員会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、内門理事が招集する。

## （招集の通知）

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の10日前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、次の事項を記載した書面をもって行うものとする。

(1) 評議員会の日時・場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

3 前項の招集通知は、書面による通知に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

## （招集手続の省略）

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

## （出席状況の報告）

第7条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

## （定足数）

第8条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

## （役員等の出席）

第9条 理事長（理事）及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 評議員会が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の議事に関係を有する者の出席を求

め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第 10 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。ただし、定款第 13 条第 3 項に規定する場合は、この限りではない。

(理事等の報告又は説明)

第 11 条 議長は、議題を付議した後、理事長(理事)に対し、当該課題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事長(理事)は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明させることができる。

2 法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)第 184 条及び第 185 条の規定による評議員提案の場合にあつては、議長は、当該評議員に議題又は議案の説明を、理事長(理事)又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第 12 条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長(理事)が説明を行う。

2 評議員からの監査業務に関する質問については、各監事が説明を行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事長(理事)は、議長の許可を得て、評議員からの質問について、事務局職員等の補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第 13 条 理事又は監事は、評議員からの質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒否)

第 14 条 理事又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

(1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。

(2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。

(3) 説明することにより、この法人のその他の者(質問した当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなるとき。

(4) 質問が重複するとき。

(5) その他正当な理由があるとき。

(決議の方法)

第 15 条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

3 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁気記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(採決の方法)

第 16 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議案については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第 17 条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに評議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の評議員会の日より 2 週間以内としなければならない。

(閉会)

第 18 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会宣言をする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面(又は電磁的記録)をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載(又は記録)して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が署名(記名)押印(又は電子署名)をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第 20 条 理事長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(事務局)

第 21 条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

- 2 事務局に事務処理担当者 1 名を配置し、事務局長がこれに当たる。

(補則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。